

# 平成 25 年度 南相馬市行政経営方針

平成 24 年 11 月 20 日

## 1 はじめに

復興元年である平成 24 年度の行政経営方針は、本市にとって緊急かつ最大の課題である東日本大震災及び原子力災害からの復旧・復興を優先に対応することを定め、本市は、それに基づき、予算・人員の確保、事業実施に取り組んできたところである。

平成 25 年度においても、引き続き、復旧・復興を優先に対応するとともに、本市の将来に危機感を持ち、着実でスピード感のある市政運営を目指し、その方針を次に定めることとする。

## 2 行政経営方針の位置づけ

- 本方針は、復旧・復興の加速化に向けて、経営資源の集中による復興計画の着実な推進を図るため、平成 25 年度の市政運営において重点的に取り組むべき施策の方向性を明らかにするものである。
- 平成 25 年度の予算編成方針や各部の要求、組織運営などについては、この「平成 25 年度行政経営方針」に基づき行うものとする。

## 3 本市を取り巻く環境と課題

本市は、東日本大震災により、かけがえのない生命やこれまで築き上げてきたさまざまな財産に壊滅的な被害を受け、加えて福島第一原子力発電所事故による原子力災害によって、社会・経済活動の制限や風評被害等により深刻な状況に陥った。平成 23 年 9 月には緊急時避難準備区域が解除され、平成 24 年 4 月には警戒区域及び計画的避難区域の見直しがなされたことから、一刻も早く原子力災害を克服し、市民が安心して帰還できる環境を整えなければならない。除染作業、災害がれきの処理、インフラの本格復旧、医療・福祉の充実、雇用の確保、産業の活性化、住宅の整備、防災対策、地域コミュニティの再構築、新エネルギーへの転換など震災前から抱えてきた課題と新たに生じた課題が混在し山積している。

このように本市を取り巻く環境は厳しいが、市民一人ひとりが、一刻も早く将来に

向けて夢と希望を抱き、安心して住み続けることができる南相馬市を取り戻すため、復旧・復興に向けての基本理念と主要施策をまとめた「南相馬市復興計画」を確実に実現していくことが、最も求められているところである。また、総合計画については、前期基本計画が平成 24 年度をもって終期を迎えることになるが、平成 25 年度から平成 26 年度にかけて見直しを行うため、引き続き前期基本計画の戦略目標を基本に、復旧・復興を優先しながらも選択と集中により推進していくものとする。

こうした状況を踏まえ事業展開にあたっては、国政の如何に関わらず、これまで以上にスピード感と責任を持って、行政対応をしていかなければならない。また、職員一人ひとりが市民の最も身近な行政主体であることを自覚し、市民の付託に応えるため、各自の姿勢が求められている。

## 4 行政経営の視点

### ●復旧・復興の優先的対応

「南相馬市復興計画」に基づく施策を優先的に取り組むため、真に必要な事務事業及び緊急的な対応が必要な事務事業以外は休止・削減し、その経営資源（人材・物資・財源）を復旧・復興へ集中させる。

特に、復興交付金事業については、迅速に事業の進捗を図る。

### ●総合計画への対応

総合計画については、これまでの市の姿を脈々と受け継ぎ、積み上げてきたものであることから、将来像「ともにつくる、活力に満ちた、安心で潤いのある南相馬」と前期基本計画の戦略目標を基本としつつ、復旧・復興事業を優先しながらも、次の基準に基づき、真に必要なかつ適切な事業に限り推進していくものとする。

#### 取組基準

- ① 現状を踏まえ、緊急的に対応が必要なもの。
- ② 復興計画の目標達成に特に寄与するもの。
- ③ 上記に該当しないものについては、原則、一時休止又は、平成 26 年度以降へ繰り延べとする。

### ●スピード感と責任のある行政対応

事業推進にあたっては、これまでよりも更にスピード感が求められるため、「法律上の制約」や「事業実施にかかる意思決定、責任の所在」など、

行政として最低限求められる手続きを確保しながら、迅速な対応がとれるよう組織の一部見直し、事務手続き等の徹底的な見直しを行うとともに、職員の質の向上も図り、更には、効果的・効率的な行政サービスのあり方について、市民目線で不断の検証を行うものとする。

## ●外部資源（人材・物資・財源）の積極的活用

復興計画の推進にあたっては、国・県からの適切な支援・財政措置及び他自治体からの支援のほか、民間等の支援を有効に活用しつつ、着実な事業推進を図る。

## ●市民参加と協働による事業推進

復旧・復興は、市民が目標を共有し、自らの力で復旧・復興するという強い意思を育む環境を作り、全ての市民の英知を結集しながら、市民参加と協働により推進するものとする。

# 5 事業の選択・重点化に向けた方針

---

## 方針1 帰還促進に向けた取り組み

帰還に不可欠なインフラ整備、除染（特に、生活圏除染、公共施設の二次除染）、災害がれきの処理などの復旧事業は、これまで以上に強力に推進して取り組むこととする。

また、積極的な企業誘致と住宅の確保により、市民が安心して住み続けられる環境を整え、産業面から地域の活力を生み出していく。

さらに、市民の帰還促進につなげるため、地域コミュニティづくりを支援し、市民の心の復興（市民の元気を取り戻す）に取り組むことを第一に、福祉・医療分野では、休止している介護施設や医療施設の再開を支援するとともに、教育面においては、子育て世代の市民を対象に、心のケア、子どもの遊び場確保、学力向上、運動能力の向上などの施策を充実させ、次代を担う子どもたちが戻り、安心して暮らすことのできる魅力ある環境作りに取り組むこととする。

## **方針2 避難指示区域における取り組み**

国が実施する避難指示区域の解除にあたっては、市民の意向を十分に踏まえ、配慮し、また、インフラの復旧状況、除染や賠償などの課題を熟慮した上で、国、県と協議することを基本とする。

原町区の避難指示解除準備区域については、津波被災地の一部を除いては市民が生活できるインフラ整備の応急復旧がほぼ完了していることから、平成25年度においては、より一層の生活環境の充実を図るものとする。

小高区の帰還困難区域及び津波被災地を除く避難指示区域については、インフラ整備も目標どおり進捗しており、上下水道の応急復旧も平成24年度中に完了し供用が開始され、平成25年度には本復旧も完了することから、平成26年3月までには市民が生活できる環境を整えるものとする。

なお、基幹施設である小高区役所の一部機能を平成25年4月から再開させ、小中学校、生涯学習・スポーツ施設は平成25年8月までに復旧を完了させる。

加えて、事業所を順次再開できるよう支援し、市民の帰還への気運を高める。

## **方針3 生活・産業基盤の再生とイメージ回復への取り組み**

徹底的な除染を行い、放射線量を低減することはもとより、本市がこれまで築き上げてきたにも関わらず、原子力災害によって一瞬にして失われてしまった生活・産業基盤を再生し、特にイメージ低下の著しい農業、製造業分野においては、地域ブランドの確立、新たな販路開拓など地域資源を生かした取り組みを行いつつ、絶え間なく「心ひとつに 世界に誇る 南相馬の再興を」を発信することで、原子力災害によるイメージダウンを払拭する。